

泉崎村農業委員会定例総会（4月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和6年4月15日（月）午後1時30分から
場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（16名）

出席農業委員（8名）

1番 箭内 一美 委員
2番 佐川 ヒロ子 委員
3番 和泉 輝代 委員
4番 大森 秀樹 委員
5番 穂積 正徳 委員
6番 菊地 信治 委員
7番 大野 厚海 委員
8番 有賀 路夫 委員

推進委員（8名）

太田川 小針 喜美司 委員
踏瀬 箭内 一二 委員
泉崎① 鈴木 勝美 委員
泉崎② 鈴木 正一 委員
泉崎③ 中野目 英宏 委員
関和久 鈴木 守 委員
瀬知房 鈴木 勝 委員
北平山 小林 富美雄 委員

3 本日の提出議案

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地利用集積計画の決定について
議案第15号 農地利用集積計画の決定について
議案第16号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4 議事録署名人

6番 菊地 信治 委員
7番 大野 厚海 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より4月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

今日は、過日決定した農業委員と、農地利用最適化推進委員の16名が参加するということで、今日皆さんに参加いただきました。どうもありがとうございます。顔と名前がなかなか一致しないっていうこともありますから、相対して顔をよく覚えてください。

さて今ちょうど桜が満開ですよね。今年の桜ウォークでは、まだ開花できなくて残念でしたが、ぜひとも心に余裕を持ってください。農家の分野では、もう戦闘開始という言葉が、適當かどうかよいよ朝から晩まで農業の方に専従するような時季になりました。皆さんも体調管理、それから農業機械による事故防止。これには十分注意ください。本人だけではなく周りの人にも迷惑かけることになるので細心の注意を払って、特に農機具については一歩間違うと命を落とすことになるので万が一起きてしまった時には速やかに措置をしてください。

それから世界的にも日本規模的にもいろんな問題があつてなかなか拡張してます。社会的にも政治的には経済的にも、私たち農業委員会においては、まずコンプライアンス。農業委員としてどうなのか、あるいは農地利用最適化推進委員としてどうなのか。しっかりと自分の任務・責任を果たすために、お互いに切磋琢磨してください。

今日、農業委員会の憲章を配りました。新年度に入ったということで、それぞれ自分の担当任務、あるいは業務を再確認のために、唱和しましょう。今日はよろしくお願いします。

農業委員会憲章 私たち農業委員会は、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、農業、農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の現実に努め、国民の期待と信頼に応えます。

- 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(事務局)

ありがとうございました。

ここで今年度、人事異動によりまして、農業委員会の方に、新たに1名、兼務で今回配属となりました。飯島さん、主任主事でいらっしゃいますので、ご報告いたします。専門ではなく兼務で農業委員会や、商工関係手伝うことになりますが、よろしくお願いします。

(飯島)

飯島拓郎です。よろしくお願いします。

(全員)

よろしくお願いします。

(事務局)

それでは会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願ひいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日1日とすることに決しました。

議事録署名人は「6番 菊地信治委員」「7番 大野厚海委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第5号から報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」こちらは関連性がありますので、事務局より一括報告願います。

(事務局)

「報告第5号から報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より一括報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員小針喜美司委員より現地状況の意見をお願いします。

(小針喜美司委員)

現在買主が売主の田んぼを耕作しています。私としては何の問題もないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員大森秀樹委員の意見をお願いします。

(大森秀樹委員)

4月10日、関係者の方々と現地を見てきました。譲受人の●●さんがすでに譲渡人の●●●さんの田んぼを耕作しております、現地は水田地帯で、隣接する田んぼ

も●●さんであり、水利排水、何ら問題がないと思われます。よろしく審議の程お願いいたします。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんのお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

ここで、次の案件は穂積正徳委員の関係案件ですので、一時退席していただきます。

(穂積 正徳 委員退席)

(会長)

続きまして、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員鈴木勝委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

4月10日に現地で確認しました。そして13ページをよく見ると左端の方に●●●●さんの自宅があります。ちょうど●●●●とかいてあるところが自宅になります。

あと境界等も別に問題はないようです。以上です。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員佐川ヒロ子委員の意見をお願いします。

(佐川ヒロ子委員)

4月10日に鈴木委員と現地を確認しましたところ、きれいに整地し耕作もありますし、堀の問題もないですし、自宅からすぐそばなので問題ないかと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんのお問い合わせします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。ここで、穂積正徳委員に再入場していただきます。

(穂積正徳委員再入場)

(会長)

続きまして、「議案第14号 農用地利用集積計画(案)について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第14号 農用地利用集積計画(案)について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第14号 農用地利用集積計画について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第14号 農用地利用集積計画について」承認することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第15号 農用地利用集積計画(案)について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第15号 農用地利用集積計画(案)について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第15号 農用地利用集積計画について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第15号 農用地利用集積計画について」承認することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第16号 農用地利用集積計画(案)について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第16号 農用地利用集積計画(案)について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(菊地信治委員)

●●の業者がなぜ泉崎村に来て太陽光をやらなければならないのか。太陽光は20年で償却になるがその業者が20年後存続しているのか不明のため、懸念があります。

(箭内一美委員)

●●地区もは場整備事業において、ある特定のエリア（山沿いにある田んぼ）がターゲットとなって太陽光の通知が届いています。一つは●●、一つは●●の会社で、航空写真を撮ってこのエリアを売ってほしいと、最初は賃貸として通知が届いていたが最近は売却となっているようです。将来像を考えたときに本当に維持されいくのか。太陽光もどんどん増えていけば産廃に替わっていくし、撤去問題、放置されるという不安要素があり、懸念がある。

(箭内一二委員)

稼働しているうちはいいけどね。現在申出地は荒地であり、隣地に私が所有している田があり邪魔になる部分は私が草刈りをしているんですけど、太陽光だと言って足組を作り、放置されてしまつと困りますね。そうでなければいいんですけどね。

(鈴木守委員)

他の人も太陽光を始める人が出てきてしまうのではないか。そうした場合はどこまで対応できるのかっていうのが気になります。

(事務局)

すべての農地でできるわけではなく、要件を満たさなければ転用はできません。

(菊地信治委員)

仮に20年後、この会社が存続していなく、廃棄物になった時には、その責任は泉崎村は持つことになるんですかならないんですか。

(事務局)

住民の環境とかになれば、長の考え方で対応することもあるかと思います。

(鈴木正一委員)

どこかの県では、太陽光を設置してはいけないと条例で決めているところもありますよね。

(箭内一美委員)

未来構成やはりガイドラインは欲しいですよね。ないものだから、すぐにはできないと思うんですけどやっぱ働きかけてもらうとかして、早めにそういう措置をしていかないといけないと思います。

(菊地信治委員)

維持管理や20年後の処分方法について懸念があるのできちんと示してほしい。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第16号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」意見書は維持管理や太陽光パネルの廃棄計画について具体的に提示していただければ継続審議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第16号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は維持管理や太陽光パネルの廃棄計画について具体的に提示していただければ継続審議とすることに決しました。

(午後：2時30分)

(会長)

以上で本日の議案は終了いたしますが、その他事務局から何かございませんか。

■その他

(事務局)

- ①タブレットについて
- ②活動記録簿について
- ③令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- ④5月の現地確認について

⑤地域計画について

■次回定例総会の日程について

(会長)

次回、5月定例総会は令和6年5月15日（水）にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

■閉会

(会長)

では、以上をもちまして「泉崎村4月定例農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

(午後：2時53分)

4月定例農業委員会総会議事録署名人

この会議録は、事務局の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

6番

7番